

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 健正会 大久保病院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市戸石町1470-1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 9 月 19 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 10 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大久保 哲生	大久保病院管理者
理 事	大久保 美奈	
同	大久保 彦	
監 事	福田 英夫	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	大久保病院	長崎市戸石町 1470-1*	一般病床 32 床 療養病床 142 床 [医療保険 142 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
大久保病院 居宅介護支援事業所	長崎市戸石町 1470-1	
地域包括支援事業 【日見・橘地域包括支援センター】	長崎市かき道2丁目34番11号	
介護予防ケアマネジメント事業 【日見・橘地域包括支援センター】	長崎市かき道2丁目34番11号	
認知症地域支援推進事業 【日見・橘地域包括支援センター】	長崎市かき道2丁目34番11号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

ありません。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月30日 令和5年度決算の決定

〃 令和6年度役員報酬額の決定

令和6年3月26日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

ありません。

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

ありません。

- (7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 健正会 大久保病院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市戸石町1470-1

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,732,625	I 流動負債	205,630
現金及び預金	1,374,129	支払手形	
事業未収金	333,655	買掛金	19,326
有価証券		短期借入金	0
たな卸資産	22,952	未払金	25,246
前渡金	0	未払費用	135,963
前払費用	242	未払法人税等	17,917
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	1,647	繰延税金負債	
II 固定資産	1,527,159	前受金	
1 有形固定資産	1,116,338	預り金	7,178
建物	641,294	前受収益	
構築物	10,910	その他の流動負債	0
医療用器械備品	0	II 固定負債	683,055
その他の器械備品	51,392	医療機関債	
車両及び船舶	8,007	長期借入金	668,144
土地	391,708	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	リース債務	13,673
その他の有形固定資産	13,027	その他の固定負債	1,238
2 無形固定資産	9,036	負債合計	888,685
借地権		純資産の部	
ソフトウェア	8,249	科 目	金 額
その他の無形固定資産	787	I 資本金	120,000
3 その他の資産	401,785	II 資本剰余金	
有価証券	132,700	III 利益剰余金	2,251,099
長期貸付金	47,163	〇〇積立金	
役員等長期貸付金		繰越利益剰余金	2,251,099
長期前払費用	1,375	IV 評価・換算差額等	
繰延消費税	8,799	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	211,748	繰延ヘッジ損益	
資産合計	3,259,784	純資産合計	2,371,099
		負債・純資産合計	3,259,784

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 健正会 大久保病院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県戸石町1470-1

損 益 計 算 書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,816,996
2 事業費用		
(1) 事業費	1,558,732	
(2) 本部費	0	1,558,732
本来業務事業利益		258,264
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		229,849
2 事業費用		197,179
附帯業務事業利益		32,670
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		290,934
II 事業外収益		
受取利息	78	
その他の事業外収益	42,282	42,360
III 事業外費用		
支払利息	2,231	
その他の事業外費用	36,915	39,146
経常利益		294,148
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,424	
その他の特別利益		1,424
V 特別損失		
固定資産売却損	751	
その他の特別損失	0	751
税引前当期純利益		294,821
法人税・住民税及び事業税	84,250	
法人税等調整額	0	84,250
当期純利益		210,571

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 健正会 大久保病院
 所在地 長崎市戸石町1470-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	3,259,784 千円
2. 負 債 額	888,685 千円
3. 純 資 産 額	2,371,099 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,732,625
B 固 定 資 産	1,527,159
C 資 産 合 計 (A+B)	3,259,784
D 負 債 合 計	888,685
E 純 資 産 (C-D)	2,371,099

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 ■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
 建 物 ■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 健正会 大久保病院
理事長 大久保 哲生 殿

私、福田英夫 は、医療法人 健正会 大久保病院の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月30日
医療法人 健正会 大久保病院

監事 福田 英夫